

社会福祉協議会が展開する地域福祉のあり方に関する研究: 地域住民の自己組織力に着目して

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 萩沢, 友一 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/2297/32792 |

社会福祉協議会が展開する地域福祉のあり方に関する研究 —地域住民の自己組織力に着目して—

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻
萩 沢 友 一

要旨

住民の生活問題を、社会福祉協議会（以下、社協）は地域福祉によって解決を図ろうとしているものの、十分な解決が図られているわけではない。地域の連帯性が希薄化するなか、住民による支え合いはますます難しくなる一方である。この現状から筆者は、社協に与えられた使命の達成にはほど遠い位置にあると認識している。そこで、社協の使命を果たすための方法論を論究するため本稿では、地域福祉の理念、対象、主体、方法といった視点から本研究における地域福祉の概念を検討した。

結果、地域福祉の対象は地域住民の自己組織力にあると結論し、その能力形成、そして生活問題の解決には、問題が発生する背景要因、住民の自己組織力を規定する背景要因を分析する枠組みと能力形成を図る手法が必要とされ、その方法論として参加型地域社会開発論が参考となることを指摘した。

キーワード

社会福祉協議会, 地域福祉, 自己組織力

A Study on Way of the Community-Based welfare of Council of Social Welfare: Pay its Attention to the Capability of Self-Organizing of Local Inhabitants

HAGISAWA Yuichi

Abstract

Irrespective of its eventual settlement in the future, presently, the council of social welfare (hereafter referred to as "council"), has not yet solved sufficiently the daily life's problems among inhabitants through community-based welfare. Mutual aid of inhabitants continues to become increasingly difficult due to their diluted connections. It is ascertained that, to the council, the achievement of this mission is at the farthest end. Therefore, this study examined the concept of community-based welfare from the perspectives of the idea, object, subject, and method. This viewpoint is intended to clarify the methodology required to achieve the mission of the council.

This study revealed that the self-organizing capability of local inhabitants is

appropriate for object of the community-based welfare. Furthermore, it is necessary to create a framework to analyze the background factors of the daily life's problems and the self-organizing capability of local inhabitants, as well as to create a method to enhance the capability so that they are able to solve own daily life's problems. This study pointed out that "Participatory Local Social Development" serves as a reference for the methodology.

Keywords

council of social welfare, community-based welfare, capability of self-organizing

1. はじめに

社会福祉法（109～111条）にあるように、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている。筆者は、市社会福祉協議会（以下、社協）に勤務し、地域福祉に携わっているが、日頃の業務において、朝のゴミ出しを自力でできない方や災害時や急病などの緊急時に不安を抱える方、交通手段に困難を抱える方などの生活に課題を抱える住民と接する機会が多い。当市社協の管轄エリアでは、急激な少子高齢化や過疎化に伴い、先のような生活に課題を抱える住民が、年を追うごとに目立つようになっており、筆者には危機感がある。

当市社協では、これらの課題に対して地域の見守りや生活支援ネットワークの強化などを通して対応しているが、場当たりのになりがちであり十分な解決が図られているわけではない。また、地域の連帯性が希薄化するなか、地域による支え合いもますます難しくなりつつある。このような問題を抱える社協は、当市社協のみではなく、多くの社協でも同様であろう。

2003（平成15）年に策定された市区町村社協経営指針では、市区町村社協は「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする」としている。しかしながら、社協は様々な地域福祉事業に取り組むが依然として地域の環境は厳しく、使命の達成にはほど遠い位置にあると筆者は認識している。この現状を打開するためには、地域住民の自己組織力に着目し、

この能力形成を図る地域福祉を展開することが必要不可欠だと考えている。

それでは、社協の使命を果たすための方法論とはどうあるべきなのか。この方法論を明らかにするには、まず地域福祉とは何か、そして地域福祉の有効性とは何かを検討し、社会福祉協議会の果たすべき役割について明確にする必要がある。

本稿では、①住民の自己組織力形成を志向する地域福祉の必要性、②これまでの地域福祉論における自己組織力形成に係る議論、③自己組織力の形成に向けた地域福祉の主体と方法、といった3点について明らかにする。

2. 住民の生活問題と自己組織力

(1) 地域福祉概念の枠組み

社協の使命を果たすための方法論を明らかにするうえで、地域福祉をどのように捉えるかを明らかにしなければならないが、周知のように、地域福祉の概念について統一された見解は確立されていない。よって、本研究における地域福祉の概念をあらためて示す必要がある。

そこで、地域福祉をどのような枠組みで捉えるかが問題となるが、それぞれの研究者によって地域福祉の捉え方は千差万別であり、枠組みについても統一見解はない。一方、社会福祉分野においては、著名な研究者である古川によると、従来、社会福祉は、対象、主体、方法という3通りの要素に分割して議論するという分析の方法、枠組みが用いられてきたとする（古川 2005：91）。この

枠組みは、地域福祉の大枠を捉える際にも有効であろう¹⁾。しかし、地域福祉を捉えるには、この3つの要素に加えて①地域福祉の理念、②なぜ地域なのか、③地域をどのように捉えるか、の3点についても明らかにする必要があると考えられる。

以上の考え方に基づいたうえで、はじめに地域福祉の理念ならびに対象課題について検討する。

(2) 生活問題と貧困問題

地域福祉の対象をどのように規定するかによって、地域福祉の主体のあり方、そして、用いるべき解決の方法が異なってくる。さらに、対象に対する認識の妥当性しだいで解決行為の効果が左右される。したがって、対象規定とは地域福祉の概念を明らかにするうえで最も重要な意味をもつが、そもそも地域福祉の理念とは何なのか規定されなければ対象を規定できない。したがって、対象を規定する前に、地域福祉の理念を明らかにする必要がある。

社会福祉の根本的な目標は、基本的人権の確立にある(嶋田 1999:12)²⁾。井上は、基本的人権の確立を、「それなくしては人間らしく、別言すれば人間の尊厳をもって生きることができないようにとくに重要かつ基本的なニーズ(Basic Human Needs)が満たされる権利」(井上 2008:67)とする。さらに、「年齢や障害、疾病等から生じる一人一人の固有のニーズ(Special Needs)＝「障害」に合わせて適切なサービスを提供することが求められる」(井上 2000:78)としている。この点について筆者は、「サービスを提供する」という考え方は、当事者を客体として扱うニュアンスが強いため、「固有のニーズを満たす権利」とすべきであろうと考える。

また基本的人権は、日本国憲法97条にあるように、長年の社会運動や階級闘争によって人類が勝ちとってきた普遍的な権利であることを忘れてはならない。人権保障とは、世界人権宣言前文、日本国憲法13条、24条に謳われているように、人間の尊厳という理念に基づいている。人間の尊厳

は、生まれながらにして何人も平等である。

以上のような考え方は、地域福祉にも共通するものである。人権保障は地域福祉にとっての本質である。ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョン、福祉コミュニティ、QOLなどを地域福祉の理念とする説がみられるが³⁾、これらは、人権保障を実現するための必要条件である。

それでは、地域福祉の対象とは何か。それは、人間の尊厳という理念に基づく人権が侵害された状態、もしくはその状態に陥る危険性のある状態が、対象の前提条件である。では、人権が侵害された状態、もしくはその状態に陥る危険性のある状態とは主にどのような場合に起きるのか。

社会福祉および地域福祉の対象規定に係る先行研究において、生活問題という概念を鍵として諸々の論及が展開されてきている。生活問題研究で著名な一番ヶ瀬は、生活問題を「生活の営み、すなわち労働力の再生産部面で問題になること」(一番ヶ瀬 1964:21)とする。そして、「生活問題は、貧困、つまり経済的な現象とともに、それが人間性の疎外、家族の崩壊、あるいは地域的な偏差などになって、現実には、個別的あるいは社会的にあらわれる」(一番ヶ瀬 1964:40)としている。

また、厚生労働省社会・援護局の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書では、社会福祉の対象となる問題とその構造について、「従来の社会福祉は主たる対象を『貧困』としてきたが、現代においては、『心身の障害・不安』『社会的排除や摩擦』『社会的孤立や孤独』といった問題が重複・複合化しており、こうした新しい座標軸をあわせて検討する必要がある」とする(厚生労働省社会・援護局 2000:3)。

社会福祉は、貧困対策を原点として、その実践や政策を生成してきた歴史がある。それは、貧困は、多くの生活問題を引き起こす人権を侵害する主要因であり、また、資産を持たない多くの給与所得者にとって最も身近な問題だからである。

ここで、貧困の概念をどのように捉えるかが課

題となるが、貧困概念については様々な議論があり、わが国、そして世界においても統一された見解はない。現状では、わが国における公認の貧困基準は生活保護基準となっている。生活保護基準の妥当性の可否はともかくとして、近年は、生活保護受給者が急激に増加し、制度発足以来、過去最多を記録している事実がある（2012年3月現在）。また、駒村の試算によると、2004年の時点で生活保護基準以下の生活水準にもかかわらず、生活保護を受給できていない世帯が8割存在し、残り2割が生活保護を受給しているという（駒村2009：130）。いわゆるホームレスと呼ばれる人々については、未だに生活保護を受給する権利が賦与されず、過酷な生活を強いられている。わが国の憲法に基づく生活保護制度が存在するにもかかわらず、生活保護基準以下の生活水準であるが、生活保護を受給できず、人間の尊厳を保持できていない人々が多数存在することを直視しなければならない。

所得分配の不平等や貧困に関する理論的研究が認められ、1998年度にノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・センは、貧困の概念を、受容可能な最低限の水準に達するための基本的なケイパビリティ（Capability）が欠如した状態とした（Sen 1992：109）。センは、個人の福祉を「生活の良さ（もしくは“well-ness”）」としてみることができ、生活とは、相互に関連したファンクショニングス（Functionings）の集まりからなっており、重要なファンクショニングスとは、「十分な栄養を得ること」、「健康であること」、「避けられる病気に罹らないこと」、「早死にしないこと」などといった基本的なものや、「幸福になること」、「自尊心を持つこと」、「社会参加すること」などといったより複雑なものまでがあるとする（Sen 1992：39）。ファンクショニングスの概念と密接に関連するのが、ケイパビリティである。これは、人が達成することのできる多様なファンクショニングスの組み合わせを表す。ケイパビリティは、複数のタイプの生活を選択できるという個人の自由を反映したファンクショニングスのべ

クトルの集まりである。それは、福祉を得る自由（あるいは機会）を構成している（Sen 1992：40）。すなわち、ファンクショニングスは福祉の構成要素であり、ケイパビリティは、これらの構成要素を追求する自由を反映している（Sen 1992：42）。貧困を所得水準で考えるならば、受容可能な最低限のケイパビリティをもたらずだけの所得が足りない状態を貧困とすべきとした（Sen 1992：111）¹⁾。

しかし、上述のようなケイパビリティが欠如した状態とされる貧困状態も深刻であるが、更に深刻な問題がある。それは、ケイパビリティを獲得するための住民の能力が不十分なことである。

問題解決を図るには、住民の力のみで解決できるはずもなく、行政、市場（企業）、中間組織の総参加による相互協力が必要となる。なかでも、行政の果たすべき役割は大きい。しかし、住民が率先して動き出さなければそのような相互協力体制は築けない。相互に協力しあい、問題解決を図る住民の能力が必要とされるが、それが不十分なのである。つまり、ケイパビリティを獲得するための住民の能力が不十分なのであり、能力的な貧困状態にある。そして、この能力的貧困が更なる貧困問題を引き起こすという負の連鎖を招く。

では、具体的に「ケイパビリティを獲得するための住民の能力」とはどのような能力により構成されるのか。後に詳述するが、この能力の中核は余語や大濱のいう「自己組織力」により構成されると考えられる。

次に、地域福祉活動計画の策定過程から明らかになった、O市の住民が抱える生活問題の例を参考にしながら、貧困問題が発生する背景要因を分析したうえで、なぜ自己組織力なのかについて論究する。

(3) O市の住民が抱える生活問題

O市は人口約32,000人、世帯数約9,800、高齢化率約29%、年少人口率約11%（2011年12月末現在）の都市である。市外への若年層流出、世帯規模の縮小化が年々すすみ、民生委員児童委員による調

査によると、一人暮らし高齢者が約500世帯（2011年度現在）にのぼり、全世帯のうち約5%を占めている。兼業農家比率が93%（2005年度現在）であり、農業の盛んな地域である。

この〇市において、2011年度に市社協が中心となり、第4次の地域福祉活動計画を策定することとなった。計画策定のため、2008年（平成20年）4月～2011年（平成23年）1月にかけて市内18ヶ所の地区において、住民懇談会や地区福祉活動計画の策定を通じ、住民の生活問題の把握を行った（表1）。なお、住民懇談会の出席者や地区福祉活動計画の策定委員は、地域組織の長など、地域の何らかの役職に就いている住民により構成される場合が多く、それらの方々の年齢層は高く、かつ低所得者ではない場合が多いことを明記しておく。

この計画策定過程で明らかにされた住民の生活問題は、〇市の住民のみが特別に抱えているのではなく、わが国の多くの地方都市においても同じような現象が生じていると思われる。

これらのうち、①交通手段の不便さ、②介護環境の不十分さ、について具体的に説明する。

交通手段の不便さという問題は、特に山間部の多く高齢者が抱えている。ある一人暮らし高齢者の場合、自宅の付近には病院や商店、金融機関が無く、少なくとも徒歩以外の交通手段を選ばなければならない。交通手段の選択肢にあがるのは、自転車、近隣住民による送迎、バス、タクシーである。病院や商店、金融機関は、自転車で行ける距離には無いため、自転車という選択肢は外される。近隣に、時々送迎してくれる住民がいるが、それを毎回あてにするわけにはいかない。市営バスが通っているが、必要な時間帯にバスが無い場合があり、また、買い物の帰りに重い買い物袋を持ってバス停から自宅まで歩けない。タクシーを利用しようにも、老齢基礎年金で生活しており、タクシー料金の負担が生活を圧迫するなどの理由から買い物、通院、金融機関の利用を十分にすることができない。このため、この高齢者は、仮に通院を必要十分にすることができれば本来治る持

病が、十分に通院ができないため、持病が改善しない。買い物は、しかたなく宅配業者に頼っているが、できることなら店に行って実際に商品を手にとって自分で商品を選び、その場で購入したいのが本望だという。また、生鮮食料品が十分に手に入らないため、新鮮な魚が食べたくても、容易には食べられない。

次に、介護環境の不十分さという問題について例を挙げる。人口の高齢化がすすみ、入所型介護福祉施設への入所を希望する要介護者が増えるなか、福祉施設の受入れ定員は限られている。この状況下において、虐待を受けている高齢者、認知症高齢者、身寄りのない高齢者が人口の高齢化などを背景に増加し、これらの人々は優先的に施設に入所することとなる。結果的に多世代同居家庭などの、日頃から介護者がいる被介護者は、施設入所を後回しにされる。結果的に、介護者の体力的、精神的疲労が蓄積され、健康が害される。特に近年はいわゆる老々介護家庭が増えており、このような家庭の介護者への健康に対する影響は大きい。また、介護者の多くの時間を介護に費やすため、就労に影響が及び、仕事をしたくてもできない状況に陥る人もいる。有料老人ホームへの入所も考えられるが、多くの場合、比較的高額な施設利用料を支払えないため、入所を諦める。入所型介護福祉施設を新設する方法も考えられるが、新設すれば介護保険料が上がり、被保険者の生活が圧迫される。

これらの人々は、センの定義によれば、最低限必要なケイパビリティをもたすだけの所得、そして必要な福祉施設が足りず、「福祉を達成する自由」が奪われた状態であり、貧困状態に陥っているといえよう。

紙幅の関係上、地域福祉活動計画の策定過程で明みにされた住民の生活問題の具体例をすべて詳述することはできないが、センの定義によれば多くの問題が貧困とみなされると思われる。これらの生活問題は、〇市の住民のみが特別に抱えているものではなく、多くの地方都市の住民も類似した問題を抱えている。

では、これら貧困問題はどのような要因により引き起こされたのか。要因が何であるかにより解決の方法や効果が異なってくるため、要因を特定することは重要である。また、対症療法的に問題解決を図るのではなく、要因そのものに働きかけなければ問題の根本的な解決にはつながらない。そして、要因を分析するには、相応の枠組みが必要となる。よって、次に要因を分析する枠組みについて明らかにする。

表1 第4次O市地域福祉活動計画の策定過程で明らかにされた生活問題

- ・交通手段の不便さ（買い物、通院、銀行の利用、子どもの通学など）。
- ・介護環境の不十分さ（一人暮らし高齢者・高齢者世帯が増加し、介護する家族がいない。老老介護の一般化など）。
- ・介護問題以外での高齢者の生活問題（一人暮らし高齢者などが急病で倒れた場合の不安など）。
- ・障がい者が社会参加する環境の不十分さ（障がい者の就労機会が少ないなど）。
- ・自治会運営の困難さ（高齢化や人口減少で自治会の運営や町内行事を実施できないなど）。
- ・除雪作業の困難さ（地域において若い人が少なく、除雪作業ができなくなっているなど）。
- ・子どもの生活問題（核家族が増え、子どもに対する家庭教育が不十分な世帯が増えているなど）。
- ・農業の後継者不足（後継者がいないため、耕作放棄地が増加しているなど）。
- ・空家の問題（空屋が増加し、防災・防犯上問題であるなど）。
- ・地域連帯の問題（住民の生活にゆとりがなく、互いに交流する時間をとりにくいなど）。
- ・低所得者の問題（失業しているが、生活保護を受ける条件を満たさない人に何か支援はできないのかなど）。

出典）O市社会福祉協議会 2012：1-3を参考に筆者が要約した。

(4) 貧困問題の背景要因を分析する枠組み

地域福祉が「取り組む課題を科学的にとらえることが実践や研究の出発点であり基礎である」(三塚1997：48)と主張する三塚は、数々の調査活動の経験をふまえ、生活問題をとらえる基本的な柱と枠組みを提示している(三塚 1997：83)。

この枠組みは、世帯に焦点をあて、いのちや健康という視点から生活問題を把握し、問題を規定

する要因を構造的に捉えようとするところに特徴がある。これは、地域福祉の課題を定めるうえでの重要な視点であり、多くの示唆を与えてくれる。しかし、生活問題と健康問題との因果関係について断定しにくいことと、どの程度健康問題が表れていたら生活問題の存在を認めるのか、その基準が不明瞭なこと。また、くらしと市場との関係がみえにくいところが難点である。わが国の多くの家庭は、生活に必要な諸要素の多くを市場から調達している現状にある。よって、くらしと市場との関係が明確にならなければ、問題の所在や要因を十分に把握することができない。

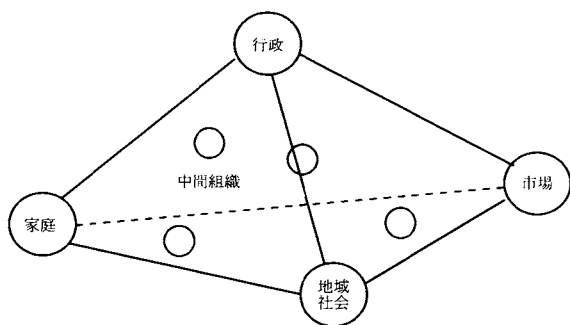
社会の表層に現れている問題を、準拠集団の相互機能関係を構造的に捉えることによって原因の所在を明らかにすることが肝要と主張する余語は、家族は最も普遍的な社会単位であるが、それは、人間生命を再生産し、福祉を追求するための装置と、そのための価値体系を潜在的に維持するための場を必要とする。このような装置と場を兼ね備えたのが「家庭」であるとし、家庭の枠組みと構成要素を明らかにしている(余語 2001：24-28)。家庭において、全ての要素を自己完結的に確保することは難しい。余語は、家庭が人間生命の再生産という基本的な目的を達成し、日常生活に関わる生産と消費という複合的な行為を維持するためには、「市場」、「行政」、「地域社会」との依存関係が不可欠となる(余語 2001：21-23)。家庭を中心とする地域社会、市場、行政、さらにはそれらを仲介する緒組織の関係は、「地域社会システム」として4面体によって関係づけられるとする(図1)(余語 2005：168)。この4者の依存関係と機能のありようにより家庭の諸要素を確保できるか否かが左右され、要素が不足した場合、生活問題が発生する。

後に詳しく述べるが、参加型開発手法(PA：Participatory Approach)と国連において余語の指導のもとで構築された地域社会分析理論とを統合し、「参加型地域社会開発(PLSD：Participatory Local Social Development)」を提唱した大濱は、「外部条件の変化を選択的に取り

込み、従来の資源利用管理の型を自律的に組み替え、新たな型を創造することによって自らの再生産の基盤を維持していく能力⁵⁾を「地域住民の自己組織力」としたうえで、「開発支援政策・プロジェクトの究極の目標は、地域社会全体をベースとしたこの能力の育成・強化に他ならない」（大濱 2007：55）とし、地域社会における個別のニーズ・問題の充足・解決への能力、すなわち地域住民の自己組織力も地域社会の構造機能的な特殊性に規定される（大濱 2007：76）。地域住民の自己組織力を把握するには、地域社会システムの固有性ならびに住民組織活動の機能類型を参考に、住民の資源利用・管理経験などを分析することが必要であるとする（大濱 2007：62）。

この枠組みは、家庭が必要とする基本的要素の過不足を分析することで生活問題を把握することができ、家庭において自力で賄えない資源を地域社会、市場、行政の各サブ・システムからどのように調達しているのかを分析することで、問題の規定要因と住民がもつ問題解決の経験や能力を構造的かつ機能的側面から把握することができるという利点がある。

図1 地域社会システム



出典) 余語トシヒロ 2005：168

(5) 貧困問題の背景要因と自己組織力

本稿では、貧困問題の背景要因を分析するにあたり、主として地域社会システムという概念を用いて社会経済的背景をふまえて、構造的な視点から問題の背景要因について検討する。

第2次大戦後、わが国はアメリカが主導する占領政策により、自由主義化、民主化、非軍事化が図られた。まもなく米ソ対立が鮮明化し、そのイデオロギー構造は、「市場原理主義と中央計画型社会主義を両極」（金子 2010：11-14）としたものであり、わが国を含むアメリカを中心とする資本主義諸国間において市場原理主義が浸透していった。50年代よりわが国は資本主義諸国間の相互協調体制に支えられながら高度経済成長期に入り、後に大衆消費社会として変貌を遂げたが、それに伴い第1次産業が衰退し、第2次、第3次産業がわが国の主な産業となるなかで給与所得者が急増した。

資産を持たない多くの給与所得者は、企業（市場）において就労機会を得て、賃金を獲得し、それを消費することによって労働力の再生産を図る。それらの人々は、雇用主に自らの労働力を売り、賃金を得る以外に生きる方法が無い。そのため、病気、障害、高齢などによって自らの労働力といった商品価値が下がると失業しやすく、再就職も困難となり、貧困に陥りやすい。貧困に陥ると、家庭の諸要素の確保に支障をきたし、育児、教育、健康など様々な側面で生活問題を引き起こす。この生活問題が、更なる貧困につながる。

また、企業はできる限り低い人件費で最大限の労働力を獲得し、生産効率を高めようとするため、正規労働者を削減し、派遣労働者やパートタイマーを増員しようとする。この傾向は、特に不況時に強くなる。これにより、失業者やワーキングプアなどと呼ばれる人々が現れてくる。このように、給与所得者は自らの労働力を商品として売ることを要求され、常に市場原理にさらされながら生活している。よって、企業（市場）のありように応じて給与所得者の生活が規定され、給与所得者の労働力といった商品価値のありように応じて給与所得者の生活が規定される。

さらに、先に述べた市場原理主義を基調とするアメリカのイデオロギーに基づいた日本の開発政策は、地方都市の過疎化と都市部の過密化を引き起こした。それは、雇用機会が都市部に集中し、

地方都市の若年層が都市部に流出した結果であり、地方において高齢者が取り残され、必然的に一人暮らし高齢者や高齢者世帯の割合が増加し、孤独死や買い物難民などが続出することとなった。

また、給与所得者にとって、就労の妨げとなる地域活動への参加が難しくなるとともに、高齢化もあいまって血縁、地縁による相互扶助機能や家庭の自助能力の低下を招いた。そして、子育てや高齢者の介護をはじめ、生活に関わる多くの要素を行政、市場に依存せざるを得なくなった。人々が市場から生活に必要な商品やサービスを購入するには対価としての金銭が求められる。対価を支払う能力がない人は、商品やサービスを調達することはできない。

先に挙げた〇市の交通手段に困難を抱える高齢者の例も、高齢のため就労することができず、年金のみを頼りに生活せざるを得ないため、タクシーといった市場からのサービスを必要だけ利用することができず、通院、買い物などの支障をきたしているのである。

入所型介護福祉施設に入所を希望しているが、その希望を実現できないでいる被介護者やその家族の例も、介護保険対応の入所型介護福祉施設は満床で利用できず、有料老人ホームの利用料を払うだけの資力もなく、被介護者の介護度が高くて在宅介護を強いられ、就労や健康に悪影響が及んでいるのである。

決して金銭があればすべての問題が解決されるわけではないが、人々の生活問題の元をたどれば貧困問題に行きつくことは珍しくはない。地域には、経済的理由から生活問題を抱えている人々が大量存在しているのが現実である。経済発展を遂げた現代の日本においても「貧困」は最大の問題である。人権保障を確立するには貧困問題の解決が不可欠である。

しかし、先にも述べたが、このような貧困状態も深刻な問題であるが、更に深刻なのは、ケイパビリティを獲得するための住民の能力が不十分なことである。そして、その能力の中核は、「自己組

織力」により構成されると考えられる⁶⁾。

人々は、必要な要素資源を家庭、市場、行政のいずれからも調達することができず、または、個別の家庭では市場や行政から資源を調達できず、自らの生活問題を解決できない場合、集団ないし組織を形成し問題の解決を図る場合が多い。たとえば、農業の後継者不足という問題解決のために集落営農組織を形成する事例がそれである。大濱は、「開発プロジェクトにしる、あるいは、個々の家庭による生業活動にしる、それらが目的を達成していくためには欠くべからざる基本的3要素がある。すなわち、『資源』・『組織』・『規範』がそれである」とする(大濱 2007:56)。集落営農組織形成の例を参考に解説すると、営農組織を運営するためには、人材や資金などの「資源」、資源を利用・管理する主体である「営農組織」、営農組織の運営や資源の利用・管理、余剰の分配などに関わるルールである「規範」が必要となる。その「資源」、「組織」、「規範」が基本的3要素である。

生活問題の解決を図るには、「従来の資源利用管理のあり方(様式・型)を自ら変革していくことによって、外部条件の変化に適宜対応していくことができなければならない」(大濱 2007:54)。つまり、生活問題の状況に応じ、当事者たちが資源の利用管理形態を選択的に取り決め、必要に応じて組織化し、規範の変更や創出をしなければならないのである。この一連の過程を自律的に展開する能力が住民の側に必要とされる。これが、ケイパビリティを獲得するための最も重要な能力である。

先に述べたようなわが国の政策的要因により、人々は、生活に関わる多くの要素を行政、市場から調達するようになり、生活に不足している要素を地域において住民が協力しあって調達し、運用する機会や経験が少なくなった。そのため、住民が協力しあい、ケイパビリティを獲得するといった住民の能力が収奪され、低下した。大濱は、「『自己組織力』の文脈からは、『共有・惣有の資源・施設の利用管理』経験がきわめて重要な意味をもつと考えられる。何故なら、その資源の性格

故にそれを利用する家庭の間にその維持管理を巡って必然的に相互協議共同の組織的メカニズムを生起せしめ、その日常的な実践が資源の共同利用管理という知識・技術・経験を内在化させてゆく契機となるからである」(大濱 2002:22)としているが、人々が水や食料などの諸要素の調達を行政や市場に依存する度合いが高くなるとともに、地域において「共有・惣有の資源・施設の利用管理」をする機会や経験が少なくなった。それに伴い、地域住民の自己組織力が低下していったのである。

以上のように、第2次大戦後のわが国において、アメリカ型の開発政策を実行してきた結果、給与所得者の増加、地方都市の若年層流出などといった社会変動が起き、貧困などの生活問題を発生させることとなった。この政策は、生活問題の発生のみならず、人の生活や生産に必要な諸要素を流動化させ、地域の紐帯を崩壊させたため、生活問題の解決を図る能力である地域住民の自己組織力をも収奪していった。本来であれば、国は、このような政策を改め、人々の生活問題の解決や地域住民の自己組織力の向上を図る政策を実行しなければならないが、それが不十分なのである。

したがって地域福祉の対象は、地域住民の自己組織力とすべきであり、その能力を低下させている主要因は、市場原理主義を基調とした国の近代開発政策にあるということを念頭に置かねばならない。

3. 地域福祉と自己組織力

(1) 地域福祉の先行研究での自己組織力に係る議論

これまで議論してきた地域住民の自己組織力の形成を図るために、地域福祉は果たして有効なのであるか。これまでの地域福祉研究において、自己組織力の形成についてどの程度議論されてきたのか。この論点を検討するには、自己組織力の形成という観点から地域福祉における先行研究の到達点と課題を整理したうえで、本研究における

地域福祉の概念ならびにその有効性について明らかにする必要がある。

地域福祉の歴史を簡単に振り返ると、その源流としては、戦前のセツルメント活動、方面委員活動などにまで遡ることができる。戦後、連合国最高司令官総司令部(GHQ)が進めた民主化政策や公私責任分離政策によって、厚生省の指導のもと、戦時体制を支えてきた日本社会事業協会、全日本民生委員連盟、同胞援護会といった3つの福祉団体が統合され、1951年に中央社協が発足した。そして、急速に全国に社協が結成されることになるが、牧賢一(ニーズ・資源調整説)、牧賢一・竹内愛二(インター・グループワーク説)、岡村重夫(組織化説)などにより、社協活動・地域福祉論の理論的基礎としてコミュニティ・オーガニゼーション論が位置づけられていくこととなった。

1970年代に入り、地方の過疎化、都市の過密化、公害問題、人口の高齢化などを背景として、政策的にコミュニティケアが導入されはじめた。わが国のコミュニティケアは、施設ケアの対置概念として取り上げられ、岡村重夫、右田紀久恵、三浦文夫などにより地域福祉論に移入されていった。以降、在宅福祉サービスが充実されていくこととなった。

そして、1990年代後半からの社会福祉基礎構造改革により、介護保険制度、障害者自立支援制度などにみられるように福祉の市場化が進み、同時に地方自治体での地域福祉計画の策定が社会福祉法において努力義務化されるなど、社会福祉について部分的に地方自治体へ権限が委譲されたことにより、基礎自治体を中心とした分権的な地域福祉の充実が求められることとなった。このことにより、社会福祉において地域福祉が主流化⁷⁾する時代に突入したといわれている。

地域福祉はこれまで、地域問題や福祉政策などに影響を受けながらその内容が変容してきた。このため、地域福祉の概念整理を行う必要に迫られ、整理を行う研究はこれまでに幾度か試みられてきた。それら研究者の一人である牧里毎治は、

1980年代までの地域福祉論を構造と機能という観点から整理をしている(牧里 1986:148-168)。しかし、このような捉え方は、「戦後日本が構築してきた福祉政策と福祉制度の構造がゆらぎはじめてきた」(牧里 1997a:37)ため、「1990年代以降の地域福祉政策や地域福祉実践に有効かといえはやや翳りがみえてきている」(牧里 1997a:37)としたうえで、この構造・機能論に対する新しい枠組みとして、岡本栄一による「場-主体の地域福祉論」を著書において紹介している(牧里 1997b:30-32)。

岡本は、これまで立論されてきた理論の構成要素や諸概念を抽出し、①コミュニティ重視志向軸、②政策制度志向軸、③在宅福祉志向軸、④住民の主体形成と参加志向軸の4つの枠組みにわけた。そして、コミュニティーワーク等の方法に加えて、4つの志向軸の統合をもって地域福祉と考えた(岡本 2007:12)。さらに、これら地域福祉の理論化にあたって地域福祉の理念や思想、住民運動、制度・政策的動向などといった6つの関連ファクターの影響を受けながら成立してきたとしてその歴史的過程を検証している。

4つの志向軸それぞれの地域福祉論を概説すると⁸⁾、コミュニティ重視志向の地域福祉論は、岡村重夫、阿部志郎の論説に代表される。この論説では、地域社会を客体や手段として捉えず、あくまで地域社会で発生した生活問題を解決するにあたっての主体として考えた。その解決の過程では、問題発生の原因ともなっている地域社会構造そのものに働きかけることを重視している。加えて、地域社会を、問題解決を図る主体として位置づけるだけでなく、生活問題発生の予防的機能も担うことを意図している。そのようなコミュニティ形成を志向するものがこの論説である。

政策制度志向の地域福祉論に立つのは、右田紀久恵、井岡勉、真田是らである。この論説では、生活問題を「ニーズ」として捉えサービス提供の対象としてみなすのではなく、経済社会条件に規定された矛盾が生活問題として帰結されるといった認識をする。そして、経済社会条件を政策に

よって調整し諸問題の解決を図る公的責任を重視する。その公的責任を果たすうえでは「生活原則・権利原則・住民主体原則」を遵守することが求められる。ここでも、住民が客体である限り問題の解決は実現しないため、主体的な参加が必要とされるとしている。

在宅福祉志向の地域福祉論は、永田幹夫と三浦文夫が主張する論説である。ここでは、生活問題を「福祉ニーズ」として捉え、それに対応する在宅サービスを中心とした資源供給システムを、地域(市町村)をベースに構築することを強調している。そこでは、公的サービスを含め、民間企業やボランティアなどの主体によりサービス提供が図られる必要があるとする。

住民の主体形成と参加志向の地域福祉論の立場をとるのは、大橋謙策と渡邊洋一である。住民にとって有効な福祉制度を構築するのは住民の主体性によって左右されるとし、地域福祉計画の策定、福祉サービスの質の向上や選択、税制や保険制度を実質化するにあたって住民が主体としていかに関わるかが鍵であるとする。そのような主体形成とともに、地域の福祉力を強化し醸成することが不可欠である。そのためには「福祉教育」が重要となる。

牧里は、これらの整理を踏まえたうえで、1990年代以降における社会福祉基礎構造改革の流れを意識した地域福祉論として、右田の「自治型地域福祉論」と大橋謙策の「主体形成の地域福祉論(参加型地域福祉論)」が双璧をなすとし(牧里 2008:29)、「この両論の共有部分にこそ市民・住民の自治能力の形成が基底に横たわっており、『住民自治』の再形成が重要課題となっている」と言及している(牧里 1997a:37)。

右田は、地域福祉を単に地域の外から対象化し施策化するものではなく、「あらたな質の地域社会を形成してゆく内発性(内発的な力の意味であり、地域社会形成力、主体力、さらに、共同性、連帯性、自治性をふくむ)を基本的要件とするところに、『地域の福祉』との差がある。この内発性は、個レベル(個々の住民)と、その総体として

の地域社会レベル(the community)の両者を含み、この両者を主体として認識するところに地域福祉の固有の意味がある」(右田 2005:17)。「地域福祉は地域社会を住民の生活の営みの場(単なる土地ではなく)であるとして、生活の形成過程で住民が福祉への目を開き、地域における計画や運営への参加をとおして、地域を基礎とする福祉とみずからの主体力の形成、さらに、あらたな共同体社会を創造していく、固有の領域である。この点において地域福祉は『自治』と『自立』との同質性と共通項をもつ」(右田 2005:12)と主張している。武川は、CO論における住民はコミュニティ・オーガナイザーによって組織の対象となる受動的な存在としての性格を拭えなかったが、右田の自治型地域福祉論によって、地域福祉の概念のなかに自治、住民参加、自発性、主体性といった要素を組み込み、それらが不可欠なものとして位置づけた点に意義があると評価している。

このように、これまで主に4類型の地域福祉論が立論され、1990年代以降、「自治能力の形成」や「主体形成」が強調された地域福祉論が展開されるようになったのである。

以上の議論をふまえたうえで、次に、自己組織力の形成という観点から、これまでの地域福祉論における到達点と課題について検討する。

(2) これまでの地域福祉論における到達点と課題

右田の自治型地域福祉論は、鶴見和子などによって提唱された内発的発展論を背景として成り立っている⁹⁾。内発的発展論とは、欧米起源の資本蓄積・経済成長論、近代化論に対するアンチテーゼとして、近代世界の主流をなしてきた自由主義と支配主義に対抗した多くの人々の闘いと辛酸を経て、しだいに形成されてきたものであり(西川 1989:34)、地域単位の住民自治を重視し、地域住民が自らの自己変革と主体性に基つき、生活様式と発展形態を自らが決めるあり方を志向するものである。

右田は、「地域福祉が近代化論における福祉国家論からの脱皮であり、住民の主体力・自治能力

を要件として新しい質の地域社会を構築しようとするところと軌を一にしている」(右田 2005:19)とし、地域福祉と内発的発展論の共通性から改めて地域福祉概念の構築を試みる必要があるとする(右田 2005:20)。

このように、地域住民、そして地域社会の自治・自立を果たすため、地域住民の自治能力に着目し、この能力形成を志向する地域福祉論が展開されてきており、この研究成果は一定の評価がされて良いであろう。

筆者は先に、わが国のアメリカ型の開発政策により人々の生活問題ないし貧困問題が引き起こされ、ならびに住民の自己組織力が収奪されていったと述べた。この政策、そして発展の方向性は、佐竹が「周知のごとく、明治政府が、富国強兵政策を追求し、中央集権官治型体制をしいて以来、戦後もこの中央主導の官治主義は基本的には何ら変わっていない」(佐竹 1993:311)というように、住民は客体として扱われ、中央主導により展開された。内発的発展論は、このような発展形態に異議を唱えるものであり、住民を主体として捉え、住民自らが地域単位で発展の方向性を決めるあり方を目指すものである。

筆者は、わが国の今後の発展の方向性は、内発的発展論のような発展形態を目指す必要があると考える。しかし、この論においては、住民にどのような能力が備われば内発的発展を実現できるのか。そして、どうすれば、その能力を開発することができるのかについて語られていない。

これまでの地域福祉研究においても、真田などによる地域の福祉力や右田による自治能力というように、地域や地域住民の能力育成の必要性が指摘されてきた。しかし、能力の構成要素や能力の度合いを左右する規定要因、能力の育成方法については十分に論究されてこなかった¹⁰⁾。

筆者は、内発的発展論が示すようなわが国の発展を実現するには、地域住民の「自己組織力」を向上させる必要があると考える。そして地域福祉を、地域住民の自己組織力の形成を図る方法論として位置づけることで、その意義が見出せる。こ

れからは、自己組織力の形成に向けた新しい地域福祉の展開を図らなければならない。本研究において、この方法論について具体的に明らかにしたいと考えている。

これまでの議論において、地域福祉の理念、対象を明らかにしてきた。次に、自己組織力の形成に向けた地域福祉の主体、方法のあり方、なぜ地域なのか、地域をどのように捉えるか、について検討する。

4. 本研究における地域福祉の主体と方法

(1) 地域福祉の主体

先述のように、貧困問題、そして住民の自己組織力の低下を招いたのは国の近代開発政策である以上、この問題の責任元は国である。したがって、地域福祉の責任主体は国家である。だが、先にも述べたが住民が率先して発言し、動き出さなければ、国は人権保障に対して十分な機能を果たそうとはしないものである。主権者が国民である以上、国民はそれなりの責務を果たさなければならない。そのためには、住民側の立場に立ち、生活問題について住民同士が議論し、その解決について共同して行動を起こすよう主体形成をし、住民の自己組織力の形成を促進する役割を果たす中間支援組織が必要となる。そして、家庭、地域社会、市場、行政との依存関係と機能を良好に保つために調整する役割を果たす中間支援組織が必要となる。ゆえに公共性が高く、国、都道府県、市区町村に設置された民間の中核的な地域福祉推進団体である社協の役割が重要となる。地域福祉の推進主体は社協であり、以上に述べたような役割を果たせるよう、社協の組織体制や技術力などの条件を整備しなければならない。

次に、なぜ地域なのか、地域をどのように捉えるのかを明らかにしたうえで、地域福祉の方法について検討する。

(2) 地域に着目する理由と地域の捉え方

地域を単位とする理由について鶴見は、「住民

自身が、その生活と発展との形を自ら決定することを可能にするためである。単位が小さいことが、自治の条件だから」(鶴見 1989: 51)と述べている。

住民が自らの生活と発展との形を自ら決定するには、意思決定の場への住民による参加が必要不可欠である。それは、一部の住民の意思のみが反映されるのでは自己決定が完結されたことにはならず、住民一人ひとりの意思の尊重が必要となる。そのためには、すべての住民による議論の積み重ねのうえに成り立つ合意形成が肝要となる。このような合意形成を図るには「自己決定の保障の場」としての地域といった、より小さい領域単位が必要とされる。

しかし、このような自己決定を実現するには、それを可能にする仕組みや住民の能力が必要となる。目的を達成するにあたり、相応の資源、組織、規範が必要とされ、これら要素を住民自らが創出、もしくは改編することが求められる。つまり、住民の自己組織力が担保されていることが条件となる。ただし、注意しなければならないのは、地域により住民が抱える生活問題の性格は異なり、また支え合いの仕組みや自己組織力の内容が異なることである。つまり、問題とその解決行動のありようは地域により固有性がある。ゆえに、地域を重視しなければならない。

そして地域を、地域社会システムとして理解し、生活問題が発生する背景要因や地域住民の問題解決経験、自己組織力とそれが左右される背景要因を構造的、機能的に分析し、把握しなければならない。そのうえで、住民が主体的かつ戦略的に問題解決にあたり、その経験を通じて自己組織力を形成していく過程を社協が側面的に支援する必要がある。その具体的方法論について明らかにすることが喫緊の課題である。

(3) 地域福祉の方法

以上の考え方をふまえたうえで、地域福祉の方法をどのように規定すべきか。岡本が地域福祉論を4つの志向軸に分けて捉えたように、現代の地

域福祉論は分化してきており、体系化される方向にはない。しかし、瓦井が、「戦後の占領期に連合軍最高司令官総司令部（GHQ）の勧告などで社協が創設された後、活動のあるべき方向性を見いだすためにコミュニティ・オーガニゼーション（CO）論の導入を図り、これを基礎として社協活動論を組成したことが地域福祉論の原点となった」（瓦井 2003:10）とするように、地域福祉論の基礎はCO論にあることを忘れてはならない。それは、60年代までのCO論により形作られた。よって、地域福祉の方法の理論的基礎も当時のCO論にある。CO論は、牧賢一が「コミュニティ・オーガニゼーション概論」で紹介しているように、「ニード表現説」「ニードと社会資源適合説（いわゆるニーズ・資源調整説）」「社会調整説」「インターグループ・ワーク説」「組織化説（あるいは統合説）」などと、研究者によってその理論の働きに期待する重点のおきどころが異なるために、その理論内容に諸説がある。しかし、それらの説はそれぞれ全く異なったものとして立論されているわけではない（牧 1966：49-55）。また、理論の定義についても一定のものは無い。

筆者は、地域福祉の対象を地域住民の自己組織力としたが、これらCO論や4つの志向軸それぞれの地域福祉論は、果たして地域住民の自己組織力の形成を図ることについて、どの程度有効性をもつのであろうか。先にも述べたが、自己組織力を形成するためには、地域住民の生活問題が発生する背景要因や問題解決の経験、能力、仕組みの状況とその背景要因について把握したうえで、それらをうまく活用し、増幅させながら自己組織力の形成に向けた地域福祉を展開しなければならぬ¹¹⁾。これら背景要因を分析する枠組みは、これらCO論や地域福祉論に存在するのであろうか。

結論からいうと、どの論説にもそれら背景要因を分析する枠組みは存在しない。住民の自治能力の形成を志向する右田の自治型地域福祉論は、生活問題を経済社会条件に規定されて発生したものとして捉え、生活問題を社会問題として認識・把握することに地域福祉の固有性があるとしている

ものの（右田 2005：64）、生活問題の背景要因を分析する枠組みについては提示されていない。また、自治能力を変容させる背景要因や自治能力の実態を把握する分析枠組みも提示されていない。

地域社会の問題解決能力を育成し、共同社会の全体的調和を志向するCO論を提唱したロス組織化説も、問題を抱えている人々に対し単に物や金を与えるのではなく、組織化、計画化などを通じて住民が抱える諸問題を住民自らが解決する能力を育成することがCOの本筋としたことの意義は大きい。先に挙げたような分析枠組みは提示されていない。

それでは、このような分析枠組みを備えた方法論とは何か。それは、参加型地域社会開発論であると考えられる。大濱によると、参加型開発手法は、P・フレイレによる「被抑圧者の教育学」を思想的・理論的な拠り所とし、中南米諸国やアジア諸国において実践的な経験を積み重ねていく中でコミュニティ・ディベロップメント（CD）論／CO論として確立したのが「参加型開発手法」とされる。この手法は70年代中期から80年代を通して住民参加型開発を主導してきた。この手法の有効性は広く認知され、5大陸すべてにおいて拡大・普及の拠点が形成されている。外部支援組織等が導入する開発プロジェクトにおいては少ないものの、現場のNGOsによるCDにおいては基本的な手法として今日もお引き継がれ展開されてきているとする（大濱 2007：96）。また、この手法を『『内発的發展論』が主張する『社会経済構造の下からの変革』という中長期的かつより根本的な課題と『地域住民の生産・生活ニーズの充足にむけた能力・組織・意識形成』という短期的・現実的課題を総合的に、尚かつ平和的（非暴力的）に追求する実践手法である』（大濱 2007：98）とし、その本質は、「地域住民が活動のあらゆる側面に主体的に関与し、その中で能力の育成・組織の形成・意識の変革を自らの直接的体験を通じて獲得し蓄積（内在化）していく経験的学習のプロセスを支援・展開する」ところにあるとする（大濱 2007：99）。

しかし、この手法には先に述べたような地域社会の固有性を分析する枠組みを備えていないところが欠点であった。大濱は、その分析枠組みを補完した開発理論として参加型地域社会開発論を提唱した。参加型地域社会開発論とは、大濱が「国連地域開発センター (UNCRD)・社会開発ユニットの研究者として在籍した時期 (1989年～1991年)、余語トシヒロ専門官の指導の下で薫陶された地域社会分析とフィリピン大学で学んで来た参加型開発手法 (PA) を統合していくことで独自に構築してきた開発概念」(大濱 2007:46)とする。この開発理論について、1991年以降、アジアを初めとする第三世界諸国で数多くの研修を実施し、現在は国際協力機構 (JICA) においても中部国際センターを中心とした集団研修を実施している。また、数々の開発プロジェクトにおいて応用されてきているとされる (大濱 2007:46)。

筆者は、地域福祉の方法として、この参加型地域社会開発論が大いに参考となり得ると考えている。この論説は、開発途上国、先進諸国にかかわらず、いかなる国、地域においても普遍的に応用しうる。この理論枠組みを参考とすることで、地域社会の固有性に応じ、住民の自己組織力の形成に向けた地域福祉の展開が求められる。

5. おわりに

以上のことから、社協が展開する地域福祉のあり方とは、人間の尊厳を堅持することを理念に据え、地域住民の自己組織力に焦点をあて、参加型地域社会開発論の枠組みを用いて地域住民の自己組織力や貧困問題の状況とその背景要因を構造的、機能的な視点から分析し把握する。そのうえで、住民が主体的かつ戦略的に、行政、市場、中間組織と協力しながら問題解決にあたり、経験的学習を積み重ねるなかで自己組織力の形成を図り、貧困問題を根本から解決する。社協は、このような過程を側面的に支援するといった地域福祉を展開しなければならない。ゆえに社協は、相応の組織体制や技術力などの条件を整備す

る必要がある。

本稿ではこれまで、社協が展開する地域福祉のあり方について明らかにしてきたが、今後は、この地域福祉の概念と社協が推進してきた地域福祉とを照らし合わせ、その意義と課題を整理し、社協の目指すべき方向性について明らかにする。そのうえで、全国の市区町村社協における地域福祉の取り組みの実態を調査し、効果的に地域住民の自己組織力の形成にむけて地域福祉を実践していると思われる事例を抽出したうえでその成功要因を分析し、地域福祉現場において実効性ある地域福祉の方法論を明らかにしなければならないと考えている。

注

- 1) 真田は、地域福祉とはなにかについて検討するには、対象、方法、主体を取り上げると鮮明になるように思うとしている (真田 2002:9)。
- 2) 嶋田は、「社会福祉の根本目標として、『全人的人間の統一的人格を確保し、基本的人権を確立すること』を、終始一貫主張し続けてきた」(嶋田 1999:12)としている。
- 3) 例えば谷川は、地域福祉の理念をノーマライゼーションを筆頭に、ソーシャル・インクルージョン、パーティシペーション、エンパワーメント、クオリティ・オブ・ライフといった5つの構成理念の認識図で捉えることが可能であるとする (谷川 2005:11)。また、福田は、現代の地域福祉の理念として、福祉コミュニティの形成、地域における福祉サービスの実施、地方自治体、地域に存在する各種社会資源の連携による福祉サービスの実施、住民参加・住民の主体形成といった論点が指摘されるとしている (福田 2008:6-7)。
- 4) 訳文は、基本的に訳書に則るかたちで翻訳した。訳書では、ケイパビリティを潜在能力、ファンクショニングスを機能と訳しているが、どちらの単語も適切にその意味を反映し得る日本語が見当たらないため本稿ではカタカナ表記とした。なお、出典の頁番号は、1995年に出版されたペーパーバック版に基づいている。
- 5) 2007年の大濱の著書によれば、自己組織力の定義の出典を1989年の余語トシヒロによる著作物と

- されているが、その著作物の題目、出版元、頁番号について記されておらず不明である。
- 6) 大濱は、貧困対策を「地域住民が自らの生産、生活活動に必要な資源・サービスを調達し、自立的に管理運用していく能力を育成強化すると共に、それを支えていくための組織・制度を有機的な連関のもとに整備拡充していくプロセス」(大濱 1995:11)としたうえで、自己組織力の育成の重要性について言及している。
 - 7) 武川は、社会福祉法においてはじめて地域福祉が明記され、日本の社会福祉はこのとき地域福祉の段階に入ったとしている(武川 2006:2)。
 - 8) この概説にあたり、岡本栄一の著作を参照した(岡本 2007:15-20)。
 - 9) 右田は、内発的發展論の視点を岡村重夫より示唆を受けたとしている(右田 2005:28)。
 - 10) 例えば真田は、京都市高齢社会対策実態調査では、地域の福祉力の媒介要因の役割をもつ主体的な規定因を主として規定しているものは何かについては、はっきりさせることはできなかったとしている(真田 1992:179-183)
 - 11) なお牧里は、福祉コミュニティについて明確に概念化されていないものの、それは、「コミュニティのもつ自然な治癒力や福祉力を住民の運動や施策づくりに活用しようというもの」(牧里 2006:19)としている。
- 参考文献**
- 一番ヶ瀬康子(1964)『社会福祉事業概論』誠信書房。
- 井上英夫(2000)「高齢者、『障害者』の人権と日本の課題－国際高齢者年を契機に－」『早稲田法学』75(3), 73-97.
- 井上英夫(2008)「人の尊厳と人権」岡田進一編著『認知症ケアにおける倫理』ワールドプランニング。
- 右田紀久恵(2005)『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房。
- 岡本栄一(2007)「地域福祉の考え方の発展」福祉士養成講座編集委員会編『新版社会福祉士養成講座7 地域福祉論』中央法規。
- 大濱 裕(1995)「貧困問題とその対策：地域社会とその社会的な能力育成の重要性」国際協力事業団・国際協力総合研修所『貧困問題とその対策：地域社会とその社会的な能力育成の重要性』国際協力事業団・国際協力総合研修所。
- 大濱 裕(2002)『参加型地域社会開発(PLSD)の基本枠組みと視点、及び、それに基づく評価枠構築に係る研究』国際協力事業団、日本福祉大学福祉社会開発研究所。
- 大濱 裕(2007)『参加型地域社会開発(PLSD)の理論と実践－新たな理論的枠組みの構築と実践手法の創造』ふくろう出版。
- 〇市社会福祉協議会(2012)『第4次〇市地域福祉活動計画資料集』〇市社会福祉協議会。
- 金子 勇(2010)『新・反グローバリズム－金融資本主義を超えて』岩波現代文庫。
- 瓦井 昇(2003)『福祉コミュニティ形成の研究-地域福祉の持続的發展をめざして』大学教育出版。
- 駒村康平(2009)『大貧困社会』角川SSC。
- 厚生労働省社会・援護局(2000)『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』厚生労働省社会・援護局。
- 嶋田啓一郎(1999)「福祉倫理の本質課題」秋山智久・高田真治編著『社会福祉の思想と人間観』ミネルヴァ書房。
- 佐竹 寛(1993)『参加型民主主義の思想と実践』中央大学出版部。
- 真田 是(1992)『地域福祉の原動力－住民主体論争の30年－』かもがわ出版。
- 真田 是(2002)「地域福祉とはなにか」岡崎祐司・河合克義・藤松素子編『現代地域福祉の課題と展望』かもがわ出版。
- 武川正吾(2006)『地域福祉の主流化』法律文化社。
- 谷川和昭(2005)「地域福祉の体系」井村圭社、谷川和昭編著『地域福祉分析論』学文社。
- 鶴見和子(1989)「内発的發展論の系譜」鶴見和子・川田侃編『内発的發展論』東京大学出版会。
- 西川 潤(1989)「内発的發展論の起源と今日的意義」鶴見和子・川田侃編『内発的發展論』東京大学出版会。
- 福田幸夫(2008)「現代の地域生活と地域福祉」井村圭社・豊田正利編著『地域福祉の原理と方法』学文社。
- 古川孝順(2005)『社会福祉原論』誠信書房。
- 牧 賢一(1966)『コミュニティ・オーガニゼーション概論－社会福祉協議会の理論と実際』全国社会福祉協議会。
- 牧里毎治(2008)「住民主体をめぐる地域福祉論」牧里毎治・山本隆『住民主体の地域福祉論』法律文

化社

- 牧里每治 (1986) 「地域福祉の概念構成」 右田紀久恵・高田真治編『地域福祉講座① - 社会福祉の新しい道』中央法規。
- 牧里每治 (1997a) 「地域福祉の概念」 大橋謙策 編集代表『地域福祉事典』中央法規。
- 牧里每治 (1997b) 「地域福祉の思想と理論」 大橋謙策 編集代表『地域福祉事典』中央法規。
- 牧里每治 (2006) 「地域福祉の概念と理念」 牧里每治 編『改訂版 地域福祉論』放送大学。
- 三塚武男 (1997) 『生活問題と地域福祉- ライフの視点から』ミネルヴァ書房。
- 余語トシヒロ (2001) 『事例研究 I』日本福祉大学。
- 余語トシヒロ (2005) 「地域社会と開発の諸相- 発展途上国における福祉社会形成への考察」日本福祉大学COE推進委員会『福祉社会開発学の構築』ミネルヴァ書房。
- Sen, Amartya (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. (=1999, 池本幸生, 野上裕生, 佐藤仁訳『不平等の再検討 - 潜在能力と自由』岩波書店)。